

交付  
912.27

| 年月日 | 次 長 | 担当省 | 公民館長 | 担当省 |
|-----|-----|-----|------|-----|
|     |     |     |      |     |

29 高教福第 1021 号  
平成 29 年 12 月 26 日

| 分類          | 校 長 | 市 長 | 町 長 | 村 長 | 学校組合長 | 教育長 | 様 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|---|
| 5<br>2<br>/ |     |     |     |     |       |     | 写 |

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課長

受付  
第 1427 号  
18.1.04  
嶺北中学校

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

本年の給与改定に伴う「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が本日公布されました。併せて、職員の給与の支給等に関する規則及び技能職員の給与及び旅費に関する就業規則についても一部改正されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 改正の主な内容及び実施時期

ア 給料表

別添 1 のとおり初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定

(小学校・中学校等教育職給料表、高等学校等教育職給料表、行政職給料表、医療職給料表 (2))

イ 期末手当及び勤勉手当

次のとおり支給月数を引上げ

【一般職員】

〔公立学校職員の条例第 23 条第 2 項第 1 号〕

| 区 分 |            | 6 月        | 12 月       | 合 計       |
|-----|------------|------------|------------|-----------|
| 現 行 | 期末手当       | 1.20       | 期末手当 1.35  | 期末手当 2.55 |
|     | 勤勉手当       | 0.75       | 勤勉手当 0.75  | 勤勉手当 1.50 |
|     | 計          | 1.95       | 計 2.10     | 計 4.05    |
| 改 正 | 平成 29 年度   | 期末手当 1.20  | 期末手当 1.35  | 期末手当 2.55 |
|     |            | 勤勉手当 0.75  | 勤勉手当 0.80  | 勤勉手当 1.55 |
|     |            | 計 1.95     | 計 2.15     | 計 4.10    |
| 後   | 平成 30 年度以降 | 期末手当 1.200 | 期末手当 1.350 | 期末手当 2.55 |
|     |            | 勤勉手当 0.775 | 勤勉手当 0.775 | 勤勉手当 1.55 |
|     |            | 計 1.975    | 計 2.125    | 計 4.10    |

【再任用職員】

〔公立学校職員の条例第 23 条第 2 項第 2 号〕

| 区 分 |            | 6 月        | 12 月       | 合 計        |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 現 行 | 期末手当       | 0.640      | 期末手当 0.735 | 期末手当 1.375 |
|     | 勤勉手当       | 0.375      | 勤勉手当 0.375 | 勤勉手当 0.750 |
|     | 計          | 1.015      | 計 1.110    | 計 2.125    |
| 改 正 | 平成 29 年度   | 期末手当 0.640 | 期末手当 0.735 | 期末手当 1.375 |
|     |            | 勤勉手当 0.375 | 勤勉手当 0.400 | 勤勉手当 0.775 |
|     |            | 計 1.015    | 計 1.135    | 計 2.150    |
| 後   | 平成 30 年度以降 | 期末手当 0.640 | 期末手当 0.735 | 期末手当 1.375 |
|     |            | 勤勉手当 0.385 | 勤勉手当 0.390 | 勤勉手当 0.775 |
|     |            | 計 1.025    | 計 1.125    | 計 2.150    |

ウ 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例の新設

- a. 特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業に従事したときは、1日当たり4,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給
- b. 原子力災害対策特別措置法に規定されている原子力緊急事態宣言があった場合で、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力事業所周辺の区域等で行う作業に従事したときは、1日当たり2万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給

(2) 施行期日等

平成29年12月26日から施行し、(1)のアは同年4月1日から、(1)のイのうち平成29年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。ただし、(1)のイのうち平成30年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは平成30年4月1日から施行する。

第2 職員の給与の支給等に関する規則の一部改正

(1) 改正の主な内容

ア 教員特殊業務手当のうち次のものに係る支給日額を引き上げる。(別表第2の4)

a. 修学旅行等における指導業務

4,250円 → 5,100円

b. 対外運動競技等における指導業務

4,250円 → 5,100円

c. 部活動における指導業務

・ 4時間以上 3,000円 → 3,600円

・ 2時間以上4時間未満 1,500円 → 1,800円

イ 調整基本額を次のとおり引き上げること(別表第5)

a. 行政職給料表

6級 11,100円 → 11,200円

b. 高等学校等教育職給料表

1級 8,900円 → 9,000円

3級 12,100円 → 12,200円

4級 13,100円 → 13,200円

(2) 施行期日等

(1)のア 平成30年1月1日から施行

(1)のイ 平成29年12月26日から施行し、同年4月1日から適用

第3 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正

(1) 改正の主な内容

ア 給料表

現行の給料表を別添2のとおり改定

イ 調整基本額

2級 7,500円(現行7,400円)に引き上げ

(2) 施行期日等

平成29年12月26日から施行し、同年4月1日から適用